

台風19号関連被災者支援情報



石巻市 ☎0225-95-1111

ホームページ <https://www.city.ishinomaki.lg.jp/index.html>

令和2年2月10日現在の情報です。変更等があった場合にはホームページ等で随時お知らせします。

り災証明書・り災（被災）届出証明書の再発行

新規発行は令和元年12月27日をもって受け付けを終了しました。現在は再発行のみ申請可能です。

◆持参するもの：本人確認のできるもの（運転免許証など）、委任状（被災当時別世帯だった方が申請する場合）

◆申請窓口：本庁3階38番窓口または各総合支所市民生活課

☎ 資産税課（内線3117・3124）

被災家屋等の解体・撤去について

◆対象者 り災証明において、半壊以上の判定を受けた家屋等の所有者および中小企業事業者（中小企業法第2条に規定する中小企業者の範囲）

※中小企業事業者は、解体事業の対象とならない場合がありますので、申請前にご相談ください。

◆対象範囲 ①住宅・併用住宅（居宅と店舗等）、事務所等の上屋

②住宅・併用住宅、事務所等の基礎（基礎杭は対象外）

③浄化槽（みなし浄化槽含む）・汲み取り式便槽（住宅等と一体的に解体する場合のみ対象）

◆受付窓口 本庁3階廃棄物対策課または各総合支所市民生活課

◆受付期間 令和2年1月14日（火）～7月31日（金）（土日・祝日を除く）

◆受付時間 午前9時～午後4時

◆必要書類

①被災家屋等解体申請書（実印押印） ②印鑑登録証明書（発行日から6カ月以内のもの）

③身分を証明できるもの（原本および写し）※運転免許証、国民健康保険の被保険者証など

④り災証明書の写し ⑤建物配置図 ⑥建物等の被災状況がわかる写真

⑦登記事項全部証明書（未登記の場合は、固定資産評価証明）※令和元年10月14日以降に発行されたもの
申請を委任する場合、共有者がいる場合、相続登記をしていない場合等は、追加の書類が必要となります。

◆注意事項 応急修理制度による補助を受けた方は対象となりません。

☎ 廃棄物対策課（内線3372・3373・3375）

住宅の応急修理制度

◆対象者 住家に大規模半壊・半壊・準半壊の被害を受けた方

◆注意事項 ・全壊でも応急修理により居住が可能な場合は該当します。非住家は制度の対象外となります。

・被災者自らが購入した資材などの費用を支給するものではありません。

◆応急修理の範囲（日常生活に必要欠くことのできない部分の修理）

①屋根、柱、床組、外壁、基礎等 ②玄関ドア、窓等 ③上下水道、電気、ガスなどの配管、配線等 ④衛生設備等

※内装（例：壁紙、間仕切壁、ふすま・障子・畳のみの交換等）の修理は対象外

◆工事費の限度額：59万5千円以内（準半壊は30万円以内）

◆注意事項 本制度は、あくまでも応急的な修理に対する支援です。国の終了期限設定が早まる可能性がありますので、お早めの申請をお願いします。

☎ 本庁3階応急修理相談窓口（内線3983・3984）

災害義援金の配分

被災者への見舞金として、日本赤十字社等の団体や宮城県で、義援金の受け付けをしています。義援金の配分対象者、配分基準は、宮城県が決定し、対象者には市を通じて配分します。

◆配分区分および配分額

人的被害		住家被害	
死亡者	120,000 円	全壊	120,000 円
行方不明者	120,000 円	半壊（大規模半壊含む）	60,000 円
重傷者	60,000 円	準半壊または床上浸水	12,000 円
		一部損壊（10%未満）	6,000 円

※義援金の受け取りには申請が必要です。住家被害の対象者には随時郵送にて案内しています。

◆申請方法 本庁3階生活再建支援課35番窓口または郵送

☎ 生活再建支援課（内線 4767）

被災者生活再建支援制度

市内に居住の世帯で、り災判定が全壊・大規模半壊の世帯および半壊（大規模半壊を含む）でやむを得ず解体した世帯に対して、住宅の被害程度に応じた基礎支援金および住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

◆支給額

①基礎支援金

被害程度	全壊	解体	大規模半壊
複数世帯支給額	100 万円	100 万円	50 万円
単数世帯支給額	75 万円	75 万円	37.5 万円

②加算支援金

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
複数世帯支給額	200 万円	100 万円	50 万円
単数世帯支給額	150 万円	75 万円	37.5 万円

◆受付期限

①基礎支援金 令和2年11月11日

②加算支援金 令和4年11月11日

◆申請窓口 本庁3階生活再建支援課36番窓口

☎ 生活再建支援課（内線 4764）

災害援護資金の貸付

被災により負傷または住居、家財の損害を受けた世帯を支援するため、生活の立て直しに要する資金を貸し付けします。

◆対象者・貸付限度額

①世帯主に1カ月以上の負傷がある場合

対象者	貸付限度額
当該負傷のみ	150 万円
家財の3分の1以上の損害	250 万円
住居の半壊・大規模半壊 ※特別な事情がある場合	270 万円 (350 万円)
住居の全壊	350 万円

②世帯主に1カ月以上の負傷がない場合

対象者	貸付限度額
家財の3分の1以上の損害	150 万円
住居の半壊・大規模半壊 ※特別な事情がある場合	170 万円 (250 万円)
住居の全壊 ※特別な事情がある場合	250 万円 (350 万円)

※自動車は家財に含まれません。

※特別な事情とは、被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さなければならない場合などです。

◆貸付内容

・貸付利率 年1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子） ・据置期間 3年（特別な事情がある場合は5年）

・償還期間 10年以内（据置期間を含む）

◆所得制限

世帯人数	市民税における前年の総所得額
1人	220 万円
2人	430 万円
3人	620 万円
4人	730 万円
5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

◆貸付条件 ホームページを確認いただくか、問い合わせください。

◆申請窓口 本庁3階生活再建支援課35番窓口

☎ 生活再建支援課（内線 4767）

市民税・県民税の減免

◆対象者

- ①納税義務者が死亡した場合、その相続人
- ②災害により障害者となった方
- ③お住まいの住宅が「半壊」以上の被害を受けた方、所有する住宅や家財等の損害割合が10分の3以上の方（前年中の合計所得金額が一定金額以下）

◆減免対象税額 平成31年度市民税・県民税の所得割額のうち、被災された日以降に納期が到来する税額

◆減免割合 8分の1～10分の10 ※損害の程度および前年中の合計所得金額に応じて減免割合が変わります。

◆提出書類

- ①市民税・県民税減免申請書（り災証明書、被災証明書の添付は不要です。）
※石巻市以外でり災証明書の申請をした方は、①の他に次の②～④が必要です。
- ②り災証明書・被災証明書
- ③被害状況が確認できる書類
- ④保険金や共済金などで住宅または家財の損害が補てんされる場合はその金額がわかるもの

◆申請場所 本庁3階市民税課または各総合支所市民生活課（郵送可）

☎ 市民税課（内線 3094～3098）

固定資産税・都市計画税の減免

◆対象者 ①土地 災害により本来の効用を果たせなくなった土地を所有の方

※冠水のみの場合は減免対象とはなりません。

- ②家屋 当該家屋が一定以上の被害を受けた方
- ③償却資産 事業のために所有している償却資産に被害を受けた方

◆提出書類 固定資産税・都市計画税減免申請書（り災証明書、被災証明書の添付は不要です。）

◆申請場所 本庁3階資産税課または各総合支所市民生活課（郵送可）

◆申請期限 令和2年1月31日（金）

☎ 資産税課（内線 土地 3124・家屋 3117・償却資産 3119）

各種証明書の交付手数料の免除

台風19号による被害に起因する手続きに使用する場合に限り、各種証明書の交付手数料を免除します。

◆対象者 「り災証明書」、「被災証明書」の交付を受けた個人もしくはその同一世帯に属する個人または法人

◆免除期間 令和元年11月8日（金）から当分の間

◆対象証明書等 ①住民票の写し ②印鑑登録証明書 ③印鑑登録証 ④戸籍証明書 ⑤戸籍の附票
⑥各種市税証明書 ⑦国民健康保険税納税証明書 ⑧後期高齢者医療保険料納付証明書
⑨介護保険料納付証明書

◆取扱窓口 市民課、市民税課、保険年金課、介護保険課、各総合支所市民生活課、各支所

◆その他 ・窓口申請時にり災証明書または被災証明書を提示してください。

・手数料の免除は、窓口での取得に限ります。多機能端末機（証明書等コンビニ交付サービス）による取得は対象外です。

☎ ①～⑤市民課（内線 2319・2321） ⑥市民税課（内線 3102・3106）

⑦・⑧保険年金課（内線 2347・2342） ⑨介護保険課（内線 2443・2445）

国保・後期高齢者医療の医療保険窓口負担金および介護サービス利用料の免除

住家の被害が全半壊、床上浸水の世帯（り災証明書の「被害の程度」が「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」または「備考欄」に「床上浸水」の記載がある世帯）の方は、国保および後期高齢者医療の窓口一部負担金や介護サービス利用料が免除されます。

なお、10月12日以降に既に支払い済みの分は、還付請求できますので、免除証明書に領収書を添えて市役所に請求してください。

◆注意事項

- ・免除の期間は、令和2年3月末分までとなります。
- ・医療機関や介護事業所等で免除を受ける際には、『免除証明書』の提示が必要です。
- ・台風19号により主たる生計維持者が事業の廃止や失業した場合には、免除の対象となる場合があります。
- ・療養費（柔道整復術、針灸・あんま・マッサージ、補装具等）、食費、居住費などの自己負担分は支払いが必要です。

問 国民健康保険・後期高齢者医療一部負担金：保険年金課（内線 2344・2345）

介護サービス利用料：介護保険課（内線 2439・2442）

国保・後期高齢者医療・介護の保険税および保険料の減免

住家の被害が全半壊、床上浸水の世帯（り災証明書の「被害の程度」が「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」または「備考欄」に「床上浸水」の記載がある世帯）の方の平成31年度国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、10月以降分が減免対象となります。対象者には、後日、り災判定をもとにお知らせします。

住家の損害	減免割合
全壊	全部
大規模半壊、半壊、床上浸水	1/2

※その他、台風19号により主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較し、3/10以上減少（事業に係る保険金、損害補償金等は収入とみなします）した場合は、減免の対象となる場合がありますので、問い合わせください。

◆注意事項

- ・減免の対象は、平成31年度分のうち10月12日以降の納期が設定されているものとなります。
- ・国保税および介護保険料の更正は、り災判定に基づき令和2年1月以降に順次行います（申請は不要です）。
- ・後期高齢者医療保険料の減免は、申請が必要となりますので後日申請書を送付します。
- ・減免後の年税額を超えた納付済分は、後日還付します。

問 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料：保険年金課（内線 2336・2338・2342）

介護保険料：介護保険課（内線 2443・2445）

国民年金保険料の免除

災害により住家、家財、その他の財産が被災し、被害金額（保険金、損害賠償金等による補充された金額を除く）が、その価格の概ね2分の1以上である損害を受けた場合には、国民年金保険料の免除が受けられる場合がありますので、詳しくは問い合わせください。

問 石巻年金事務所 ☎22-5115・市保険年金課（内線 2347）

保育所等保育料の減免

認可保育所・小規模保育事業所・認定こども園に入所している被災された家庭の保育料（0歳児から2歳児の住民税課税世帯に限る）を減免します。

- ◆減免の内容 全額減免：り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」の判定を受けた場合
半額減免：り災証明書で「半壊」の判定を受けた場合

◆減免期間 令和元年10月分から令和2年3月分

◆申請場所 各保育施設（減免申請書は各保育施設から受領してください）

問 子ども保育課（内線 2529）・各総合支所保健福祉課

放課後児童クラブ利用者負担金の減免

放課後児童クラブを利用している被災された家庭の利用者負担金を減免します。

- ◆減免の内容 全額減免：り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」の判定を受けた場合
半額減免：り災証明書で「半壊」の判定を受けた場合

◆減免期間 令和元年10月分から令和2年3月分

◆申請場所 各放課後児童クラブ（減免申請書は各放課後児童クラブから受領してください）

問 子ども保育課（内線 2526）・各総合支所保健福祉課

児童扶養手当の所得制限の特例

被災により住宅や家財等に損害を受けた場合、所得の減少が想定され、前年同様の収入を得られないことで、生活を圧迫することが見込まれることから、被災による住宅や家財等の損害が概ね2分の1以上の損害である場合、損害を受けた月から翌年の10月までの児童扶養手当について、所得による支給制限を適用せず、全額支給します。

- ◆対象者 ・受給資格者本人の所得制限により一部支給停止または全部停止になっている方で、本人またはその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
・扶養義務者（同居の親族等）の所得制限により全部停止になっている方で、扶養義務者またはその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方

◆持参するもの 児童扶養手当被災状況書、印鑑、り災証明書または被災証明書

◆注意点 令和2年度において、令和元年の所得について再確認を行い、法令で定める児童扶養手当の所得制限額以上の所得であった場合は、今回の特例で支給された手当の一部または全部が返還となります。

問 子育て支援課（内線 2512）・各総合支所保健福祉課

小・中学生対象の就学援助費の支給

被災した児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品や給食費などに充てる経費の一部を支給します。詳しくはご相談ください。

◆対象者

- ①台風19号により家屋が損壊（半壊以上）し、かつ、親権者の市町村民税所得割税額の合計額が211,200円以下
- ②台風19号の被災により主たる家計の維持者が死亡・失業などし、世帯の収入が著しく減少したもの

問 教育総務課（内線 5017）

市立桜坂高等学校授業料の減免

就学支援金に該当しない方のうち、被災により、生活に困窮をきたし、授業料の納付が困難と認められる場合、授業料の減免の対象となります。詳しくはご相談ください。

問 教育総務課（内線 5018）

市奨学金償還の猶予

被災により、市奨学金の償還が困難と認められる場合、一定期間猶予の対象となります。詳しくはご相談ください。

問 学校教育課（内線 5028）

市中小企業融資制度（一般枠）

◆対象

次のすべてに該当する中小企業者

- ・市内に事業所又は店舗を有する法人や市内に居住する個人で、かつ、市内で事業を営んでおり、事業内容が堅実な方
- ・現在小企業小口融資を借り入れ中でない方
- ・保証協会の代位弁済や金融機関からの取引停止を受けていない方
- ・市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）および国民健康保険税を完納し、かつ、債務の全部を弁済できると認められる方

◆融資の内容

- ・資金使途：運転資金、設備資金およびそれらの併用
- ・貸付限度額：1企業 2,000万円以内
- ・償還期間：運転／7年以内、設備／10年以内、併用／7年以内（据置1年以内）
- ・貸付利率：1年以内のもの／年1.8%、1年を超えるもの／年2.0%
- ・連帯保証人：宮城県内に居住し市町村税および国民健康保険税を完納し、弁済力のある当該法人の代表者個人

※個人の場合は、原則として不要

- ・信用保証：宮城県信用保証協会の所定による信用保証を受ける必要があります。

※保証料の50%を市が補給します。

☎ 商工課（内線 3523・3526）

災害復旧対策資金

◆対象

被災した中小企業者などで、次のいずれかに該当するもの

- ①施設・設備などの損壊が発生していること
- ②取引先の被災によるなど、最近1カ月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少していること

◆認定要件

- ①市長、商工会議所会頭または商工会会長から認定書の交付を受けていること
- ②知事、市長、商工会議所会頭または商工会会長から認定書の交付を受けていること

※①は、市長が発行する「り災証明書」をもって代えることができます。

◆融資内容

- ・融資限度額：5,000万円
- ・利率：年1.60%以内（災害関係保証の適用となる場合は、1.55%以内）
- ・資金使途：運転資金・設備資金
- ・償還期間：10年以内（据置2年以内）
- ・保証人：原則として法人代表者以外不要
- ・担保：必要に応じて徴求
- ・保証料：年0.45%～1.00%（災害関連保証の適用となる場合は、0.70%）
- ・取扱期間：令和元年11月1日（金）～令和2年4月30日（木）の融資実行分
- ・申請窓口：県内取扱金融機関

☎ 県経済商工観光部商工金融課 ☎022-211-2744

セーフティネット資金（セーフティネット保証4号）

◆対象

次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者

- ①県内の市町村において1年間以上継続して事業を行っていること
- ②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1カ月の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

◆融資内容

- ・融資限度額：8,000万円
- ・利率：年1.55%
- ・資金使途：運転資金・設備資金
- ・償還期間：10年以内（据置2年以内）
- ・保証人：原則として法人代表者以外不要
- ・担保：必要に応じて徴求
- ・保証料：0.70%
- ・取扱期間：令和元年10月12日（土）～令和2年1月24日（金）に市町村から認定を受けること
- ・取扱金融機関：県内取扱金融機関

☎ 県経済商工観光部商工金融課 ☎022-211-2744

水道料金・下水道使用料の減免

台風19号の浸水被害を受けた被災世帯などの住家・家財などの洗浄のために使用した水道料金・下水道使用料の減免を行っています。減免申請が必要となりますので、電話で問い合わせください。

なお、下記の地区にお住まいの方は、12月ご請求分で減免済みのため、申請は不要です。

◆減免対象地区【申請は不要です】

清水町一丁目、不動町一・二丁目、蛇田字新谷地前、蛇田字新下前沼、宇田川町、塩富町一・二丁目、渡波字祝田、渡波字梨木畑、沢田字折立、流留字一～三番田、流留字五性橋、駅前北通り三・四丁目、美園一丁目、皿貝、馬鞍、福地、釜谷、北上町長尾、北上町女川

※集合住宅・アパート等の2階以上にお住まいの方は、対象外となります。

◆減免水量の算定方法

前年同月の使用水量または前3カ月の平均使用水量と比較して、増加した水量を減免します。(上限は5m³)

※メーター口径が13mmまたは20mmで使用水量10m³以下の方は減免対象外となります。

◆受付期限 令和2年2月28日(金)

☎ 石巻地方広域水道企業団お客さまセンター ☎96-4955

受付時間 午前8時30分～午後6時(土日・祝日、年末年始を除く)

仙台弁護士会からのお知らせ

災害時の相談、手続き支援についてご相談ください。(月～金曜日 午前10時～午後4時)

◆電話相談：法律問題に限らず、お困りごとについて ☎022-265-5286

◆債務相談：住宅、自動車、農機具ローンなどの返済に関して ☎022-223-2383

◆災害ADR：隣近所、雇用関係、その他のトラブルに関して ☎022-223-1005

電気料金等の特別措置

台風19号により被災された方から申し出があった場合には、次の特別措置が講じられます。

詳しくは、問い合わせください。

- ①電気料金の支払期日の延伸 ②不使用月の電気料金の免除 ③工事費負担金の免除 ④臨時工事費の免除
- ⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除 ⑥諸工料の免除

☎ 東北電力お客様センター ☎0120-175-466 (通話無料)

受付時間 月～金曜日(祝日除く)午前9時～午後6時、土曜日(祝日除く)午前9時～午後5時

NHK 放送受信料の免除

◆免除の範囲 半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約

◆免除期間 令和元年10月～令和2年3月

免除が適用される期間の放送受信料をすでに支払い済みの場合は、支払い分を免除期間終了後の請求分に充当します。(返金を希望する場合は、NHKまで連絡してください)

☎ NHK 仙台拠点放送局 ☎022-211-1042 受付時間 月～金曜日(祝日除く)午前10時～午後5時

災害サポート・レンタカー

車が被災したり、避難生活に車が必要な方が急場をしのいでいただけるように、今回のためにご寄付いただいた車を無料でお貸しします。(台数に限りがありますので、事前の予約制になります。)

☎ 一般社団法人日本カーシェアリング協会 ☎080-9631-5286 (受付時間：午前9時～午後5時)